

第91号

令和3年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都文京区後楽2丁目3番28号
K.I.S飯田橋2階
TEL&FAX 03-5805-0250

公取協ニュース



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
西川 康一

令和3年の年頭にあたりまして、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年も、皆様には、消費者行政の推進に御支援と御協力を賜りますよう、また、公正競争規約の適正な運用に御尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの社会生活に様々な制約が生じた1年でした。そのような中で、医療従事者をはじめ、配達を担う物流業者、スーパーの販売員等、私たちが生活を維持するために必要不可欠な業務に携わるエッセンシャルワーカーが注目を浴びました。エッセンシャルワーカーとして衛生検査業務に従事されている皆様におかれましても、大変な1年だったことと拝察いたしましたが、使命感を持って医療の面から社会を支えていただき、改めて感謝を申し上げます。

消費者庁としましても、新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた形で行われる不当表示に対処すべく、昨年2月から5月にかけて、インターネット広告において新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品の表示について、景品表示法及び健康増進法の観点から緊急監視を実施し、事業者等に対し改善要請等を行うとともに一般消費者に対しては注意喚起を行いました。また、新型コロナウイルス

に限らず、広くウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品への一般消費者の関心が高まっていることを受け、合理的な根拠なくウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのような表示をしていた事業者に対し措置命令を行う等、厳正に対処してまいりました。今後も、不当表示に対して、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

また、表示関連で申しますと、昨年は、将来的販売価格を比較対照価格とする二重価格表示について、当該表示を行おうとする事業者の予見可能性を向上させるとともに、このような二重価格表示が一般消費者を誤認させるような方法で行われることを未然防止するために「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(平成12年6月30日公正取引委員会)を補完するものとして、将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針の策定について取り組んでまいりました。

貴協議会におかれましては、昭和59年の設立以来、35年以上の長きにわたり、公正競争規約の着実かつ適正な運用を通じて、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただいております。貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭所感



検査の社会的意義と規約の遵守

衛生検査所業公正取引協議会
会長 久川芳三



新年あけましておめでとうございます。
新型コロナウィルス感染症の収束が見通せない日々が続いておりますが、会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えたことと拝察いたします。

昨年は、日本国に於いて56年ぶりの夏季オリンピック、2020東京オリンピックに世界各国の人々をお招きして、国中が沸き上がる一年になると年初より皆が楽しみにしていたことと存じます。

しかしながら、新型コロナウィルス感染症は想像も出来ない速さで世界中に蔓延し、世の中の状況が一変しました。

4月に出された緊急事態宣言、「密接」「密集」「密閉」、いわゆる「3密」の回避、マスク、手洗い等、新しい生活様式での行動を強いられながらも、国民は第一波・第二波、第三波に対抗しております。

当業界においては、2020年診療報酬改定での影響もさることながら、新型コロナウィルス感染症による受診控えや、入院制限、手術数の減少等により、多大な影響を被りました。

その半面、コロナ禍に於いて新型コロナウィルスのPCR検査をはじめとして、国民に検体

検査の重要性が評価され、検査の意義が浸透することになりました。

会員の皆様におかれましては、検体検査を通して国民への良質な医療の提供に貢献していただき、検体検査の有用性・重要性を社会に伝え、健康増進と疾病予防にご尽力いただけていることに改めて敬意を表す次第でございます。

このように社会的責任がますます大きくなつたことは、同時にお客様へ展開していく営業活動の仕方も注目されることとなり、その基準として衛生検査所業公正競争規約があります。

会員の皆様の近年の規約遵守活動により、大きな成果が目に見える形で表れてきております。

今年はさらに規約遵守を完全なものにするためにも、なぜ規約が必要であったのか規約設定当時の原点に立ち返り、全会員が規約を再認識し、規約違反を「しない」「させない」「認めない」、そして「皆で守る公正競争規約」を合言葉に、衛生検査所業の適正な競争・商慣習を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意を新たにしております。

この一年も、会員の皆様にとって実り多き年となりますように、また、衛生検査所業界がますます発展することを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

運営委員会委員の選任

昨年6月11日の第36回通常総会後に開催された第2回理事会において、令和2・3年度の運営委員会委員13名が選任された。その後、手続きが遅れて空席になっていた大手4社(*印)の委員についても、11月25日開催の第3回理事会において追加承認され、下表のとおり全委員が揃った。任期は、令和4年5月の公取協通常総会までとなる。

運営委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
担当副会長委員長	小林 仁	(株) 江東微生物研究所
副委員長	大堀 春夫	(株) 江東微生物研究所
副委員長	田端 隆彦	日本医学(株)
委員	庄司 吉人	札幌臨床検査センター(株)
委員	佐藤 英司	(株) 江東微生物研究所
委員*	市川 宏治	(株) エスアールエル
委員*	渋谷 崇	(株) ビー・エム・エル
委員*	宮田 靖則	(株) LSI メディエンス
委員	古橋 信幸	(株) 保健科学研究所
委員	今井 利光	(株) メディック
委員*	大馬 久幸	(株) ファルコバイオシステムズ
委員	吉田 正則	(株) 福山臨床検査センター
委員	増元 秀之	(株) 四国中検
委員	児玉 泰光	(株) キューリン
委員	手嶋 正浩	(公社) 宮城県医師会
委員	横地 常広	(一社) 日本臨床衛生検査技師会
委員	深澤 恵治	(一社) 日本臨床衛生検査技師会

規約遵守状況調査の結果

令和2年度においては、①3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供改善状況調査、②規約遵守状況定期調査を実施したのでその概要を紹介する。

1. 3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供改善状況調査(特別調査)

この調査は、平成29年度から取り組んできたもので、令和2年9月末現在の改善未達成は6社が残るのみとなった。

調査は、自社の容器無償提供について自己申告するものであり、実態把握を主目的に調査開始したものであるが、これまで改善要請・指導等を行ってきており、調査開始から2年以上も経過したことなどから、令和2年3月末に再度確認調査を行い、なお改善未達成の場合には規約違反として調査を行うことになったものである。

(1) 改善状況

	無償提供先数	無償提供会員数
平成30年1月	32,119	57社
令和元年3月末	6,759	42社
元年7月末	3,097	20社
2年3月末	549	12社
2年9月末	254	6社

(2) 改善指導等

- ア 令和元年3月末時点において、改善未達成の42社に対して、「改善要請書」を送付し早期改善を指導した(5月29日)。
- イ 令和元年7月末時点において、改善未達成の20社に対して、今後、規約違反として調査することもあるので早期に改善するよう「注意喚起」した(10月30日)。
- ウ そして20社に対して、令和2年3月末においても改善未達成の場合には、今後、規約違反としての調査に移行し「規約違反措置基準」に基づいて処理することを前提として改善状況調査を実施した(4月17日)。調査の結果12社の未改善が認められた。

(3) 規約違反調査

- ア 令和2年3月末において改善未達成の12社に対して、9月末時点における無償提供医療機関名、容器名、提供期間等についての具体的な事実確認調査を実施した(9月3日)。
- イ 調査の結果、改善未達成であった6社については、12月18日開催の運営委員会に諮った上で、当該6社の会社代表者に対して、「規約違反措置基準」に基づき「警告(略式)」の措置をとった(関東甲信越地区4社、中国地区1社、九州地区1社)。

2. 規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものである。提供されてきた情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになる。

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供はなかった。

① 調査票の発送	令和2年10月1日（10月24日締切り）
② 調査対象	全国の会員102社（79社から回答）
③ 調査の結果	情報提供0件

新会員紹介

11月25日開催の理事会において、次の1施設の入会が承認された。これにより会員数は369名となった。

【新会員】

(株)エスアールエル 町田ラボラトリ一

公正競争規約遵守参考資料の送付

例年は公正取引協議会事業の一つである、各地区協議会主催の委員会等の機会を活用した研修会を開催しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度は開催が困難な状況であるため、代わりに公正競争規約の完全遵守に向けた共通認識を持つための資料として、会員に対して下記3点を11月11日に送付したので、営業活動にご活用いただきたい。

- ①「独占禁止法ガイドブック」（公益財団法人公正取引協議会発行）
- ②「衛生検査所に係る独占禁止法ガイドライン」（日本衛生検査所協会発行 コンプライアンス・プログラム抜粋）
- ③「ポスター」（皆で守る公正競争規約！）

編集後記

ホラー映画のヒットする条件は、得体のしれない恐怖や目に見えない恐怖を増幅することだと聞いたことがあります。

ウイルスパンデミックの映画では、ダステイン・ホフマン主演の「アウトブレイク（1995年）」がありました。感染拡大の様子やウイルスよりも怖い人間の対応まで、まるでドキュメンタリーのようにリアリティがあり、とても他人事では見られない作品でした。

スペイン風邪から100年、この現代で全世界の人々が恐怖を実体験することになるとは、誰も想像していませんでした。ワイドショーではPCR検査で大騒ぎになりましたが、衛生検査所業の社会的意義が国民に浸透した今、我々には責任ある行動が問われています。

今一度、襟を正して真摯に対応してまいりましょう。（あ）

改訂版「公正取引協議会のご案内」発行



6月11日の通常総会及び理事会において、令和2年度・3年度の役員が決定し新体制が発足したことから、改訂版「公正取引協議会のご案内」を作成し、9月8日会員に対し送付した。

*「公正取引協議会のご案内」は【衛生検査所業公正取引協議会ホームページ】⇒【刊行物】⇒【パンフレット】⇒【公正取引協議会のご案内】から閲覧及びダウンロード可能。



Q. 独占禁止法の不当な取引制限に該当する行為とはどのようなものですか

A. 事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき受託検査の価格や販売・数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。これは会議、会合、個別会談など形態を問わず、紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申し合わせが行われたかに係わりません。

したがって、「カルテル」を疑われるとの無いよう、複数の同業者が同席している場においては、たとえ一般的な需要動向についての情報交換であっても価格を誘導する暗黙の合意と捉えられかねないことがあるので、具体的な価格を明示することは避けるべきです。